



# 島根県報

令和5年6月9日（金）

第 4 2 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	2
使用料に係る未収金の収納事務の委託	（審 査 指 導 課）	3
不当利得による返還金に係る未収金の収納事務の委託	（       "       ）	3

### 【公 告】

島根県通送業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	3
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	8
公共測量の終了（3件）	（       "       ）	8

## 告 示

## 島根県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
竹崎 励	竹崎鍼灸整骨院	柔道整復	出雲市平田町1825-8	令和5年4月1日

## 島根県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
中田 克己	中田整骨院	柔道整復	雲南市三刀屋町三刀屋280	平成9年2月23日
竹崎 善一	竹崎整骨院	柔道整復	出雲市平田町1825-8	令和5年3月31日

## 島根県告示第398号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能性

令和4年6月28日 公表

令和4年12月20日 変更

令和5年3月22日 変更

令和5年6月2日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

## 1 島根県に配分された漁獲可能性

16,500トン

## 2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能性は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	15,800トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

**島根県告示第399号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の住所及び名称  
東京都港区芝浦三丁目16番20号  
N T S 総合弁護士法人
- 2 委託した歳入の種類及び事務の内容  
教職員宿舍貸付料(使用料)に係る未収金の収納事務
- 3 委託の開始年月日  
令和5年4月1日

**島根県告示第400号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の住所及び名称  
東京都港区芝浦三丁目16番20号  
N T S 総合弁護士法人
- 2 委託した歳入の種類及び事務の内容  
給与、報酬等に係る不当利得、島根県産品の販路拡大に関する業務に係る不当利得及び中小企業雇用創出特別支援事業費補助金に係る不当利得による返還金に係る未収金の収納事務
- 3 委託の開始年月日  
令和5年4月1日

## 公 告

島根県通送業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 提案競技に付する事項
  - (1) 名称  
島根県通送業務
  - (2) 仕様  
別に定める「島根県通送業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
  - (3) 期間
    - ア 契約期間  
契約の締結日から令和8年9月30日まで

## イ 通送業務期間

令和5年9月29日から令和8年9月30日まで

## (4) 提案価格の上限額

172,041,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定に基づき定められた内国郵便約款により行う郵便の役務を提供できること、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する特定信書便事業者であり、同法第2条第7項第1号に定める特定信書便役務を提供できること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

キ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

コ この提案協議に参加する共同企業体の構成員でないこと。

サ 特定信書便事業者にあつては、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までに、特定信書便役務に係る契約を締結し、12月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

- (二) 利益金の配当の割合
- (三) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからケの全ての要件を満たすこと。

エ 共同企業体の代表者が特定信書便事業者である場合は、(1)のサの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明に関する事項

#### (1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

##### ア 配布期間

令和5年6月9日（金）から同年7月4日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。また、令和5年7月4日（火）は午後3時までとする。）

##### イ 配布場所

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階  
島根県総務部総務事務センター総務係

##### ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付票に必要な事項を記載した者に無償で1部を配布する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

#### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

##### ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社等概要書又は経歴書 1部（特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務に係る契約書の写し又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

キ 担当者届 1部

ク 役員等名簿 1部

#### (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

#### (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

##### ア 提出方法

郵送又は持参による。

##### イ 提出期限

令和5年7月4日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター総務係

電話 0852-22-5986 F A X 0852-22-6163

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

※ 持参の場合は、3の(1)のイの場所に持参すること。

(4) 提案協議参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和5年7月12日（水）付けで郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問票の提出

質問は、質問提出期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は郵送、持参、F A X又は電子メールにより受け付ける。

(2) 質問提出期限

令和5年6月23日（金）午後5時まで

(3) 提出先

4の(3)のウに同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年6月29日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 8部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和5年7月24日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

4の(3)のウに同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県通送業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

## イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案内容を把握し、審査する。

## ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

## (3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

(7) 安全性・確実性

(4) 効率性

(4) 費用

## (4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

令和5年7月26日（水）までに電話及び電子メールで通知することとする。

## (5) 第2次審査の実施について

令和5年8月上旬を予定している。

## (6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

## (7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11第1項により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会が次点とされた者と契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ又は延期することがある。

## 11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)のウに同じ。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Forwarding Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents : By 3 : 00 p.m. on Monday July 24, 2023
- (3) For further details, contact : General Affairs Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5986

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

## 2 作業期間

令和5年5月25日から同年12月25日まで

## 3 作業地域

斐伊川周辺

出雲市及び雲南市地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年5月29日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸山達也

## 1 作業種類



公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年4月25日から令和5年3月17日まで

3 作業地域

松江市大野町及び上大野町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年5月29日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年6月15日から令和5年3月17日まで

3 作業地域

安来市宇賀町、清井町及び清瀬町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年5月29日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年10月24日から令和5年3月17日まで

3 作業地域

松江市本庄町地内